平成２１年（フ）第３７７号
岡山市北区白石西新町10番地115　ファミリータウン２号
債務者　稲井　正志
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５号
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷333番地、旧住所長崎県佐世保市稲荷町25番22号
債務者　江崎美津枝
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
長崎県佐世保市長坂町591番地82、旧住所長崎県平戸市田平町小手田免791番地５
債務者　太田　　久
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
長崎県西海市大島町1876番地24
債務者　谷山　拓三
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
長崎県佐世保市高天町11番21―1403号
債務者　松本　大介
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳525番地
債務者　松井　美里
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
長崎県佐世保市花高３丁目２番６―205号、旧住所長崎県佐世保市崎岡町971番地３　崎岡団地Ｃ401
債務者　松瀬　里美
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１０７７６号
東京都目黒区目黒１丁目９―６―401
債務者　瓜生　怜奈
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７９４号
東京都江戸川区南葛西６丁目27―３―Ｂ―102
債務者　青山　　泉
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７９６号
神奈川県厚木市戸室１丁目20―６
債務者　砂崎　美里
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７９７号
東京都江戸川区篠崎町７丁目６―19
債務者　大塚　佳子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７９９号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目６―８―106
債務者　藤掛智恵美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８３３号
神奈川県藤沢市村岡東１丁目12―１―102
債務者　吉田あけみ（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８４４号
埼玉県所沢市大字上新井204―17
債務者　比留間稔也
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８６８号
東京都墨田区横川２丁目５―７
債務者　杉浦未代子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０号
熊本県山鹿市南島836番地
債務者　星子　　修
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係